

## 「水漏れチェッカー」サービス利用規約

「水漏れチェッカー」(以下「本サービス」といいます。)は、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社(以下「弊社」といいます。)が提供するサービスであり、別途弊社が定める条件を満たす So-net 会員の方がご利用いただけます。

本サービスをご利用いただく方は、「水漏れチェッカーサービス利用規約」(以下「本規約」といいます。)を必ずお読みのうえ、ご同意ください。

### 第1章 総則

#### 第1条 (定義)

本規約における用語を次のとおり定義します。

- (1) 「居住用建物」とは、居住の用に供する建物をいいます。
- (2) 「利用者」とは、本サービスを利用する者であって、居住用建物の所有者もしくは区分所有者またはこれらの者から承諾を得て居住用建物もしくはその専有部分を占有する者をいいます。
- (3) 「利用者等」とは、利用者および利用者の同居の親族をいいます。
- (4) 「接続サービス」とは、弊社が提供する各種インターネット接続サービスのうち、別途弊社が定めるものをいいます。
- (5) 「対象建物」とは、居住用建物のうち、利用者等が居住する建物またはその専有部分をいいます。
- (6) 「レンタル機器」とは、弊社が利用者に対して貸与する、別紙に定める機器をいいます。
- (7) 「かけつけサポートサービス」とは、レンタル機器による水漏れ検知後に利用者自らが電話により依頼する、対象建物に生じた、水まわりのトラブル(以下「サポート対象トラブル」といいます。)の解決をサポートするため、無償で応急処置(部品交換を伴わない処置であって、処置の開始から30分以内に完了する作業をいいます。以下同じとします。)を行う専門業者(株式会社プライムアシスタンスまたはその提携業者をいいます。以下同じとします。)を紹介するサービスをいいます。
- (8) 「特別価格対応サービス」とは、かけつけサポートサービスの提供を受けた利用者等に対し、サポート対象トラブルのうち水まわりのトラブルについて、応急処置の範囲を超える作業(以下「超過作業」といいます。)が必要な場合において、一定の割引価格で専門業者から超過作業の提供を受けることができるサービスをいいます。
- (9) 「トラブル対応サービス」とは、かけつけサポートサービスおよび特別価格サポートサービスを総称していいます。
- (10) 「本サービスの利用契約」とは、本規約に基づき、弊社から本サービスの提供を受けるために弊社と利用者との間で締結される契約をいいます。
- (11) 「消費税等相当額」とは、消費税法(昭和63年法律第108号)および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額をいいます。

#### 第2条 (本サービス)

1. 本サービスは、機器レンタルサービス、かけつけサポートサービス、特別価格対応サービスから構成されます。

2. 本サービスは、接続サービスのオプションサービスであり、So-net サービス会員規約の会員のみが利用できるサービスです。

### 第3条（本規約）

1. 利用者は、本規約並びに弊社が別途定める本則および各個別規定からなる So-net サービス会員規約、その他本サービスに関する諸規定（以下「会員規約等」といいます。）に従って本サービスを利用するものとし、利用者以外の利用者等に会員規約等を遵守させるものとし、
2. 本規約に定める内容と会員規約等に定める内容が異なる場合には、本規約に定める内容が優先して適用されるものとし、

## 第2章 本サービスの利用

### 第4条（利用条件）

本サービスの利用者は、別途弊社の定める接続サービスの利用者であり、かつ個人に限ります。なお、本サービスの申込は、接続サービスの申込と同時に申し込む場合に限られるものとし、

### 第5条（利用契約の成立）

1. 本サービスの利用契約は、本サービスの利用を希望する So-net 会員が本規約および会員規約等に同意のうえ、弊社が別途定める手続に従って本サービスへ申込みを行い、弊社が当該申込みを承諾した時点（以下「契約成立日」といいます。）をもって成立するものとし、
2. 前項の定めにかかわらず、弊社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの申込みを承諾しないことがあります。
  - (1) 申込者が法人である場合。
  - (2) 申込者が本サービスの利用料金、弊社が提供する他のサービスの利用料金もしくは工事に関する費用（以下「利用料金等」といいます。）の支払いを現に怠り、または怠るおそれがある場合。
  - (3) 本サービス非対応のコースへコース変更する場合。
  - (4) 過去に弊社が提供する他のサービスの利用料金等の支払いを遅延し、または支払いをしなかった場合。
  - (5) その他弊社が適当でないと判断する場合。
3. 第1項の定めにかかわらず、本サービスの利用を希望する者が接続サービスの申込みと同時に本サービスの申込みを行った場合において、接続サービスの利用契約が成立しなかったときは、本サービスの利用契約は成立しなかったものとみなします。

### 第6条（本サービスの利用期間）

本サービスの利用期間は、弊社が本サービスの利用開始日として通知した日（レンタル機器を設置した日もしくは利用者にかかる接続サービスが開通した日のいずれか遅い日とし、以下「利用開始日」といいます。）から第20条に定める解約日または第21条に定める解除日までとします。

### 第7条（登録情報の変更）

1. 利用者は、弊社に届け出ている住所または連絡先等に変更があるときは、弊社所定の方法により、速やかに弊社に届け出るものとし、
2. 弊社は、前項の届出があったときは、利用者に対し、当該届出内容の事実を証明する書類の提示を求めることがあります。

3. 弊社は、利用者が第1項の届出を怠ったことによって利用者に生じた損害については、一切責任を負いません。

#### 第8条（利用料金）

1. 利用者は、本サービスの月額の基本利用料金（以下「月額利用料金」といいます。）として、弊社が別途定める金額および消費税等相当額を、弊社が別途定める方法にて支払うものとします。
2. 月額利用料金は、月毎に定められるものとし、利用開始日の属する月から発生するものとします。なお、利用開始日が、当該月の中途であった場合でも、当該月における月額利用料金の日割計算は行わないものとします。
3. 弊社は、利用者に対して、代金回収業者を通じて月額利用料金を請求することができるものとします。
4. 利用者は、月額利用料金の支払いを遅延したときは、遅延した金額について支払期日の翌日から支払済みに至るまで年 14.6%の割合による遅延損害金を弊社に支払うものとします。

### 第3章 レンタル機器および機器の設置

#### 第9条（レンタル）

1. レンタル機器は、弊社から利用者に対して貸与するものとします。
2. レンタル機器のレンタル期間は、本サービスの契約期間中とします。
3. 利用者は、レンタル機器を善良なる管理者の注意をもって使用・管理するものとし、これらに要する消耗品および維持に要する費用を負担するものとします。
4. 利用者は、次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。
  - (1) レンタル機器を本サービスで使用する以外の目的に使用すること
  - (2) レンタル機器を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は担保の用に供すること
  - (3) レンタル機器を本サービスの利用場所以外で使用すること
  - (4) レンタル機器を分解、解析、改造、改変若しくは損壊し、又はその他の方法によりその原状を変更すること
  - (5) レンタル機器に搭載されているソフトウェア又はプログラムの全部若しくは一部を複製若しくは改変し、又は第三者に譲渡し若しくは使用権を設定し、又は弊社若しくは第三者の所有権、知的財産権その他の権利を侵害すること
5. レンタル機器の利用料は、本サービスの利用料に含まれるものとします。

#### 第10条（レンタル機器の取り扱い）

1. 弊社は、レンタル機器について、別途弊社とお客さまの間で決定する日程にて、対象建物に設置するものとします。
2. 弊社は、レンタル機器について現状有姿で貸与するものとし、通常の使用が可能である場合につき、レンタル機器の汚れ、傷、破損等につき交換する義務を負わないものとします。
3. 利用者は、レンタル機器および付属物に欠損がある場合、商品受領後7日以内に弊社に連絡するものとします。
4. 利用者は、レンタル機器に障害が発生し、又は毀損等（以下「障害等」といいます）が発生し、通常の使用が不可能となった場合、直ちにその旨を弊社に通知するものとします。
5. レンタル機器に障害等が発生した場合、弊社又は弊社の指定する業者が交換を行うものとします。なお、当該レンタル機器の障害等が利用者の責に帰すべき事由に基づき発生

した場合および以下のいずれかの事由による場合、利用者は別表に定める機器損害金を弊社に支払うものとします。

- (1) 使用上の誤り、弊社が認めた製品以外の製品から受けた障害に起因する場合
- (2) 利用者の納品後の、移動、輸送、落下、液体や異物の混入等による故障および損傷
- (3) 火災、地震、風水害、落雷、その他の天変地異、公害、塩害、異常電圧等による故障および損傷
- (4) 不当な修理や改造による故障および損傷

6. 利用者は、レンタル機器の交換等を希望する場合、事前に弊社指定の連絡先に連絡のうえ、別途弊社が指定する住所宛に障害等の発生したレンタル機器を送付するものとします。送付にかかる送料は、交換の事由が利用者の責に帰すべき事由による場合は利用者が、それ以外の場合は弊社が負担するものとします。弊社へ障害等の発生したレンタル機器が到着後、弊社より交換後のレンタル機器を利用者向けに送付するものとします。なお、障害等の発生から交換後のレンタル機器の到着までの間、利用者は本サービスが利用できない期間が発生することおよび当該期間の利用料については通常通り発生することにつき了承するものとします。また、交換後のレンタル機器が利用者に着せず、弊社に返送された場合、当該利用者による本サービス等の利用契約は解約されたものとみなします。
7. レンタル機器の交換に際し本サービスを利用できない期間が発生した場合であっても、当該期間に関する利用料の減免等を行わないものとします。
8. 利用者は、レンタル機器に滅失、紛失若しくは盗難（以下「滅失等」といいます）が生じたときは、直ちにその旨を弊社に通知するものとします。
9. レンタル機器の滅失等が弊社の責めに帰することができない事由による場合には、本サービスに係る契約は当然に終了するものとし、利用者は機器損害金を支払うものとします。
10. レンタル機器の使用方法、設置方法等に関する問い合わせはNURO マンションサポートにて承ります。

## 第4章 トラブル対応サービス

### 第11条（かけつけサポートサービス）

かけつけサポートサービスの内容は、対象建物内に設置されたレンタル機器が水漏れを検知し、かつ利用者が希望した場合に、当該機器が検知した場合における水漏れ等の応急処置を行うものです。

### 第12条（特別価格対応サービス）

1. 特別価格対応サービスの対象となる費用（以下「対象費用」といいます。）は、次の各号に掲げるものとします。
  - (1) 蛇口、給水管もしくは排水管またはこれらの部品の修理または交換に要する費用
  - (2) 蛇口、給水管または排水管の代金
  - (3) 部品代金
  - (4) その他超過作業によって生じる費用
2. かけつけサポートサービスの提供を受けた利用者等は、対象費用のうち現実に生じた費用の総額から5万円（現実に生じた費用の総額が5万円に満たないときは、その額）を控除した額（以下「超過作業料金」といいます。）で、専門業者による超過作業の提供を受けることができるものとします。ただし、利用者等が専門業者から提示された見積の内容を承諾しないときは、専門業者による超過作業の提供を受けることができないものとします。

3. 超過作業料金は、専門業者から利用者等に対して直接請求されるものとし、利用者等は、専門業者に対し、専門業者の指示する方法に従い、当該超過作業料金を支払うものとします。

#### 第13条（トラブル対応サービスの利用）

1. 利用者等は、トラブル対応サービスの利用を希望するときは、弊社が定める窓口へ連絡するものとします。
2. 弊社は、前項の連絡を受けたときは、当該連絡が下記の基準を満たすものであるかを確認します。
  - (1) レンタル機器による水漏れの検知であること
  - (2) トラブルの発生箇所が特定できていること
  - (3) 発生したトラブルの症状が特定できていること
3. 利用者等からの連絡が前項に定める基準を全て満たす場合には、対象建物に訪問することができる専門業者の有無を確認し、その結果を利用者に連絡するものとします。
4. 前項の確認の結果、対象建物に訪問することができる専門業者が有る場合において、利用者等が希望するときは、弊社は、利用者等に代わって、当該専門業者に対し、対象建物に訪問するよう依頼するものとします。
5. 利用者以外の者が対象建物を所有し、または管理する場合には、対象建物の所有者または管理者の承諾を要します。

#### 第14条（費用の負担）

1. 次の各号に掲げる費用は、利用者等が負担するものとします。
  - (1) 超過作業料金のうち、特別価格対応サービスの範囲を超える部分
  - (2) トラブル対応サービスの対象範囲以外の費用
  - (3) トラブル対応サービスを利用するために要する電話料金その他の通信費
2. トラブル対応サービスの提供後、トラブル対応サービスの対象範囲外であることが判明した場合には、利用者等は、専門業者に対し、かけつけサポートサービスにより支払を免れた出張料金、作業料金相当額および特別価格対応サービスにより控除された額の全額を支払うものとします。

#### 第15条（トラブル対応サービスを提供できない場合）

1. 弊社は、気象状況または交通事情その他の事由によっては、本サービスの提供に遅れが生じ、または本サービスを提供することができない場合があります。この場合には、利用者等は、自ら専門業者以外の応急処置を行う業者を手配することができるものとします。
2. 前項の場合において、利用者は、自ら手配した専門業者以外の応急処置を行う業者に対して支払った出張料金、作業料金または対象費用のうち実際に生じた費用の一部について、専門業者に対して支払いを求めることができるものとします。
3. 利用者は、専門業者に対して費用の支払を求めるときは、弊社所定の請求書、領収書および費用明細を弊社が別に定める窓口まで送付するものとします。
4. 前項に基づき専門業者が利用者に対して支払う費用は、3万円または出張料金、作業料金および対象費用のうち実際に生じた費用の総額のいずれか低い額とします。
5. 前3項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、専門業者は、費用を支払いません。
  - (1) 弊社が本サービスを提供することができなかった日から90日以内に申請書および領収書の提出がないとき
  - (2) 申請書の内容に不備または誤記もしくは記載漏れがあり、弊社が合理的に指定した期間内に補正されないとき

- (3) 利用者が故意にレンタル機器の水濡れ反応を起こしたことが合理的に明らかなる場合
  - (4) 利用者等が虚偽の説明または書類の提出をしたとき
  - (5) 本規約に基づき利用者が負担することとされている費用の支払を求めるとき
6. 専門業者による費用の支払後、前項各号に該当することが判明したときは、利用者は、専門業者に対し、直ちに受領した金銭を返還しなければなりません。

#### 第16条（解約）

1. 利用者は、弊社が別途定める手続に従い、本サービスの利用契約を解約することができます。
2. 本サービスの利用契約の解約は、利用者が解約の申込みを行った日が属する月の末日をもって成立するものとします。
3. 前2項の定めにかかわらず、利用者が接続サービスを解約し、当該接続サービスの利用資格を失った場合、本サービスの利用契約は、当該接続サービスの利用資格を失った日が属する月の末日をもって解約されるものとします。
4. 利用者は、本サービスを解約した場合、別途弊社が指定する期日までに、別途弊社が指定する方法にて、レンタル機器を返却するものとします。
5. 利用者が、本サービスの解約後、前項に定める期日までにレンタル機器を返却しなかった場合、別表に定める機器損害金を弊社に支払うものとします。

#### 第17条（解除）

1. 弊社は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、事前に通知することなく、直ちに本サービスの利用契約を将来に向かって解除することができるものとします。
  - (1) 本サービスの利用契約締結の際、利用者が、申込書（弊社に本サービスの利用契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合はこれらの書類を含みます。）の記載事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合。
  - (2) 利用者が本規約または会員規約等に違反した場合。
2. 第1項の解除日が当該月の中途であった場合でも、当該月における月額利用料金の日割計算は行わないものとします。

### 第5章 雑則

#### 第18条（第三者への委託）

1. 弊社は、本規約に基づく弊社の業務の全部または一部を第三者に委託して行わせることができるものとします。
2. 弊社は、本サービスの提供に必要な範囲で、利用者の個人情報の取り扱いを第三者に委託することがあります。この場合において、利用者は、委託先が本サービスの提供に必要な範囲で、利用者の個人情報を取り扱うことについて、あらかじめ同意するものとします。

#### 第19条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者等は、弊社に対し、本サービスの利用契約の締結時点において、自己または自己の親族が反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ本サービスの利用期間中該当しないことを保証するものとします。なお、本条において「反社会的勢力」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」といいます。）第2条第

2号に定義される暴力団、暴対法第2条第6号に定義される暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、暴力団密接関係者およびその他の暴力的な要求行為若しくは法的な責任を超えた不当要求を行う集団又は個人をいいます。

2. 利用者等は、自ら又は第三者を利用して以下の各号に該当する行為を行わないことを、弊社に対し、保証するものとします。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて他方当事者の信用を棄損し、又は他方当事者の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 弊社は、利用者等が前2項の表明・保証に違反した場合には、かかる事由が生じた時点以降いつ何時においても、何らの催告を要することなく、本サービスの利用契約の全部または一部を解除できるものとします。
4. 弊社が、前項の規定に基づき本サービスの利用契約の全部または一部を解除したことに起因して利用者等に損害が生じた場合であっても、何らこれを賠償ないし補償することを要しないものとします。
5. 利用者は、本条第3項に定めるいずれかの場合に該当したときは、弊社の請求により、利用者に対する一切の債務につき期限の利益を失い、直ちにこれを弁済するものとします。

#### 第20条（免責）

1. 弊社は、本サービスの内容について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとし、本サービスの利用により生じた結果に対する一切の責任は利用者が負うものとします。
2. サポート対象トラブルの処置に関して利用者と専門業者または第三者との間で発生した一切の紛争は、利用者および専門業者または第三者との間で解決するものとし、弊社は、当該紛争に関して一切責任を負いません。
3. 本サービスの提供に関し、弊社の責めに帰すべき事由により利用者に損害が生じた場合には、利用者から受領する月額利用料金を上限とし、弊社はこれを賠償するものとします。ただし、当該損害が弊社の故意または重過失による場合はこの限りではありません。
4. 前項の定めにかかわらず、いかなる場合においても弊社は、本サービスの提供に関し、以下に定める利用者に生じた損害については一切責任を負いません。
  - (1) 弊社の責めに帰することができない事由から生じた損害
  - (2) 弊社の予見の有無にかかわらず、特別の事情から生じた損害
  - (3) 逸失利益（情報の消失、毀損等による損害を含む。）
5. 利用者が個人のお客様の場合において、弊社の故意または重過失により、利用者が損害を負った場合は、前2項の定めは適用しないものとします。

附則：この規約は2020年3月1日から実施します。

2021年2月1日 一部改定

<別表> 本サービスの料金およびレンタル機器の詳細ならびに料金

本サービスの料金は、以下の通りとします。

本サービス利用料	1,078 円 (税込) /月
----------	-----------------

レンタル機器の詳細および料金は、以下の通りとします。

機器名	Notion マルチセンサー
機器損害金	26,400 円 (税込)